

防犯・再犯防止意識向上事業緊急補助金交付要綱

令和 8 年4月1日施行

(目的)

第 1 条

この要綱は、地域における防犯意識及び再犯防止に関する理解の向上並びにこれに基づく行動の促進を図り、安全で安心な地域社会の形成に資するため、市内の団体が実施する防犯または再犯防止に関する事業に要する経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条

この要綱において「事業」とは、防犯または再犯防止に関する講座、研修会、啓発イベント、非行防止活動その他市長が認める公益的な活動をいう。

(補助対象者)

第 3 条

補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 市内に活動拠点を有し、公益的な活動を行う認可地縁団体(町会、自治会)、非営利認可法人(特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人等)、任意団体(更生保護関係団体、市民活動団体等)、その他これらに類する団体
- (2) 政治活動または宗教活動を主たる目的としない団体
- (3) 団体の構成員、規約等により組織の実態が確認できる団体
- (4) その他、市長が適当と認めるもの

(補助対象事業)

第 4 条

補助対象事業は、市内で実施し、又は市内の住民を主たる対象として行うものとし、内容は次に掲げるものとする。

- (1) 防犯・再犯防止に関するイベント、講座、研修会、講演会
- (2) 防犯意識の向上を目的とした広報物の企画、制作及び公開
なお、広報物には動画、チラシ、ポスターその他これらに類するものを含む。
- (3) その他、防犯及び再犯防止の意識向上を主たる目的としていると市長が認める事業

2 前項第2号に基づく動画、映像広告等については、別紙に掲げる条件を順守するものとする。

(補助対象経費)

第5条

補助対象経費は、事業の実施に直接必要な次の経費とし、予算の範囲内で補助を行う。

- (1) 講師謝金及び旅費
- (2) 会場使用料及び備品使用料
- (3) 印刷製本費(チラシ、資料等)
- (4) 保険料
- (5) 委託費
- (6) その他、市長が必要と認める経費

(補助対象外)

第6条

次に掲げる事業または経費は補助対象としない。

- (1) 防犯及び再犯防止の意識向上を主たる目的としない事業
- (2) 営利活動、営業活動、顧客獲得を目的とする事業
- (3) 特定の政党または宗教団体の利害に関わる事業
- (4) 団体の運営経費(人件費、事務所家賃等)
- (5) 暴力団、暴力団員または暴力団関係者が関与する団体、事業
- (6) 公序良俗に反するおそれのある団体または事業
- (7) その他、市長が不相当と認めるもの

(補助金の額)

第7条

補助金の額は、別紙の額を上限とし、予算の範囲内で行う。なお、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助の制限)

第8条

補助の交付は予算の範囲内において行うものとする。ただし、交付申請を受けた補助金額の合計が、補助金交付のための予算額に達した場合は、期間中であっても受付を終了するものとする。

- 2 補助金の交付は、一つの団体につき補助対象期間内1回とする。
- 3 他の補助金等と重複して経費に充当することはできない。

(申請手続)

第9条

補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて、市が定める期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体概要(規約、役員名簿等)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請にあたっては、事前に市と協議を行うことができる。

(交付決定)

第10条

市長は、前条の申請内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

2 前項の審査にあたっては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案するものとする。

- (1) 事業の目的適合性
- (2) 事業の実現可能性
- (3) 事業の効果(防犯意識の向上及び行動変容への寄与を含む)

(交付方法)

第11条

(1) 補助金の交付は、第10条による交付決定の後、請求書(第3号様式)の提出をもって、概算払いによる1回払いで交付するものとする。

(2) 事業完了後に提出される実績報告及び収支決算書の内容に基づき、精算を行うものとする。

(3) 前項の規定により実績額が交付決定額を下回った場合、申請者は差額を返還しなければならない。

(4) 精算の結果、実績額が交付決定額を上回っても、追加の交付は行わない。

(実績報告)

第12条

補助金の交付を受けた団体は、事業完了後、市の定める期日までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(第4号様式)
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等の支出証拠書類
- (4) 事業の実施状況が分かる写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第13条

市長は、第12条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額確定通知書(第5号様式)により通知する。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条

市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助決定者から申請の取下げがあったとき。

(3) 本事業に係る市の指示に従わなかったとき。

(4) 交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令等またはこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合は、速やかに交付決定取消通知書(第6号様式)により、補助決定者に通知するものとする。

3 この規定に基づき補助金の交付決定を取消したときは、市長は、既に交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

(検査)

第15条

市長は、必要があると認めるときは、補助金が交付された団体等について検査を行い、または申請者もしくは関係者への調査を行うことができる。

(免責)

第16条

市長は、この補助金交付申請に関して申請者と第三者との間に生じるトラブルや損害等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第17条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別紙 補助上限額

1 イベント、講座、研修会、講演会

イベント等の規模(参加者数)	上限額
30～50名規模	50,000円
51～100名規模	150,000円
101～500名規模	500,000円
501～1,000名規模	1,000,000円
1,001名以上の規模	3,500,000円

2 広報物の企画、制作及び公開

広報内容	上限額
チラシ作成、配布	50,000円
動画作成、YouTube等による配信	150,000円

別紙 防犯意識向上に係る動画・広報物制作等に関する条件

(目的)

第1条

本別紙は、防犯及び再犯防止の意識向上を目的として実施される動画、映像広告その他広報物の制作及び公開に関し、補助金の適正な交付及び事業効果の確保を図るため、必要な条件を定めるものとする。

(定義)

第2条

本別紙において「動画等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) YouTube その他インターネットを利用した動画
- (2) ケーブルテレビ(例:J:COM)における CM 等の映像素材
- (3) SNS 等で公開する短尺動画
- (4) その他、市長が適当と認める映像による広報物

(事前審査)

第3条

補助対象者は、動画等を制作しようとする場合、申請時に次の資料を提出しなければならない。

- (1) 動画の構成案(絵コンテ形式等)で以下の内容がわかるように示す資料
 - ア 導入(問題提起)
 - イ 課題の提示(防犯リスク、再犯防止の必要性等)
 - ウ 解決(推奨行動・注意喚起)
 - エ 結論(意識向上のメッセージ)
- (2) 使用予定素材の概要(写真、イラスト等)
- (3) 動画の公開方法及び公開期間
- (4) 広告配信を行う場合は、配信地域(※市内を主とすること)

(内容基準)

第4条

動画等の内容は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 防犯又は再犯防止の意識向上を主たる目的とすること
- (2) 暴力、差別、政治的又は宗教的主張その他公序良俗に反する内容を含まないこと
- (3) 事実に反する表示その他誤解を生じさせる表現を用いないこと
- (4) 著作権、肖像権その他の権利関係が適切に処理されていること
- (5) 営利活動を目的としないこと

(収益化の禁止)

第5条

YouTube等のプラットフォームにおける収益化機能(広告収益、投げ銭、チャンネルメンバーシップ等)を使用してはならない。

(営利誘導の禁止)

第6条

動画説明欄等に商品販売、寄附、申込誘導その他営利目的のリンクを掲載してはならない。

(広告配信における条件)

第7条

動画等をインターネット広告等により配信する場合は、次の条件をみたすこと。

- (1)市区町村単位の地域ターゲティングを行うなど、配信の対象地域を可能な限り八王子市に限定し、市民への周知を主目的とすること
- (2)広告配信結果について、管理画面から地域別レポートが取得するなど、地域別インプレッション数を確認できること
- (3)不適切なコンテンツ横での配信を避ける設定(ブランドセーフティ等)を行うこと

(実績報告)

第8条

補助対象者は、事業完了後、次の書類を添えて実績報告を行うものとする。

- (1)完成した動画等のURL その他確認資料
- (2)動画等の制作費に係る領収書または支払証明書
- (3)広告費に係る支払証明(広告プラットフォームの明細等)
- (4)広告配信を行った場合は、地域別インプレッション数及び配信期間等が確認できるレポート
- (5)事前審査で提出した企画案との整合性を説明する書類